

## 第5回東京都地域福祉支援計画策定委員会会議録

### I 会議概要

1 開催日時 平成30年1月25日(木)午後2時00分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室23

3 出席者 【委員】

高橋委員長、小林副委員長、室田委員、中山様(山根委員代理)、相田委員、浦田委員、川井委員、横山委員

(以上8名)

【都側出席者】

坂本生活福祉部長、齋藤総務部企画政策課長、武仲区市町村連絡調整担当課長、永山総務部福祉人材施策推進担当課長、渋谷指導監査部指導調整課長、遠藤医療政策部医療政策課長、鈴木保健政策部保健政策課長、新内生活福祉部計画課長、渡部生活福祉部生活支援課長、森田生活福祉部地域福祉推進課長、坂田高齢社会対策部計画課長、渡辺障害者施策推進部計画課長、吉田青少年・治安対策本部総合対策部企画調整担当課長、曾根教育庁総務部教育政策課長

### 4 会議次第

1 開会

2 東京都地域福祉支援計画の素案について

3 パブリックコメントの実施について

4 閉会

○高橋委員長 定刻でございますので、第5回東京都地域福祉支援計画策定委員会を開会いたします。

お忙しい中、また寒波の到来の真っ最中で、お足元のおぼつかない場所もたくさんまだ残っておりますけども、ご出席いただきましてありがとうございます。

当委員会は、設置要綱に基づいて公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃい

ますので、お知らせ申し上げます。

初めに、委員の出欠状況及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。  
○永山福祉人材施策推進担当課長 事務局の福祉保健局総務部福祉人材施策推進担当の永山でございます。座ってご説明申し上げます。

まず、本日の委員の出席状況でございますが、新保委員、堀田委員、関口委員、三輪委員からご欠席とのご連絡をいただいております。また、山根委員の代理といたしまして、練馬区福祉部管理課の中山様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず1枚目に、会議次第がございます。次に、資料1、本委員会の設置要綱でございます。それから資料2、委員・幹事名簿でございます。資料3、本委員会の検討の進め方、それから資料4につきましては、本日の議題になります素案の関係、それから資料5は、前回からの素案の主な変更点、そして、最後、資料6でございますが、パブリックコメントの実施の案についてでございます。

このほかの委員の皆様方には、机上には、これまでの策定委員会の資料とそれから議事録をつづったファイル、それに3冊の冊子を置かせていただいております。

以上、資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、きょうは、資料4としてお配りした素案というのが、素をとろうかという、そういう話で、案になるとパブリックコメントという、そういうことになりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

検討の進め方は資料3でごらんいただきましたように、これからのスケジュールはそういうわけで、素案をきょう議論していただいて、パブリックコメントの実施についてのご了承をいただくと。その上で、それを踏まえまして、目下、日程調整中でございますが、第6回の開催を予定していて、そういうこと言えば、きょうが最後の議論の場になるという、そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

既に、ご熱心にいろんな形でご意見を頂戴しながら、事務局のほうで作業をしていただいたのが、きょうの素案ということになります。

それでは、パブリックコメントの実施の案も含めて、今回の素案の内容を主として、前回からの変更点を中心にしながらご説明をいただくということで、よろしくお願いいたします。

します。

○永山福祉人材施策推進担当課長 それでは、私のほうから素案につきまして、申し上げます。

今、委員長からお話でしたが、私のほうからは、主に前回からの変更点につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

それでは、お手元の資料の4、それから資料の5をごらんいただきたいと思います。

資料5は、先ほどお話し申し上げました資料4の素案につきまして、第4回策定委員会からの主な変更点について、記載したものでございます。あわせてごらんをいただければと思います。

それでは、主に資料4を使いまして、ご説明申し上げます。

それでは、説明して参ります。それでは、まず構成についてのお話でございます。4ページをごらんいただきたいと思います。

第2節のテーマ①「地域の支え合いを育むために」、(4)地域の多様な活動の推進についてでございます。これにつきましては、前回は右側になりますが、5ページのテーマ③「地域福祉を支えるために」の(1)「地域の多様な人材の参加と連携」の中に置いていた内容でございます。委員より、地域人材という側面以前に、地域の基本的取組としての位置づけとして、テーマ①「地域の支え合いを育むために」に移動したらどうかという意見をいただきました。

これを踏まえまして、地域の多様な人材の参画と連携に記載していた内容につきましては、地域における見守りの推進も含めて、全体が地域の支え合いの基礎となる内容であることから、タイトルを地域の多様な活動の推進というふうに変更いたしまして、全体をテーマ①「地域の支え合いを育むために」に移動をいたしております。

構成は以上です。

そのほか、全般的には、必要に応じ、用語の集約とか、ページを下部に追加したりとか、ケースにあった事例等を追加しております。

それでは、次は少しページを飛びますが、12ページをごらんいただきたいと思います。前回さまざまアドバイスをいただいた図でございます。この図は、福祉分野の各計画との関係性を示すものであるということで、本文中に説明を加えまして、位置づけを明らかにした上で、三つの役割が図から何とか読み取れるのではないかなど、ちょっと工夫をさせていただきますので、これは後ほどご意見をいただければというふうに思っております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。前回、社会福祉法の条文の関係、いろいろご質問いただきました。条文は確かにわかりにくい部分はあるということもございますので、法に規定をする地域福祉生活課題とその解決に向けた連携支援について、解説するイメージ図を作成いたしました。都民の方にもう少しわかっていたりかなと思ひまして、ちょっと書いております。こちらについても、後ほど、ご意見をいただければというふうに思っております。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと思います。こちらも図の部分でございますが、委員から活動の参加と個別支援の系列を別にしたほうがよいというようなご意見をいただきましたので、双方向であった矢印をちょっとわかりにくいんですが、それぞれの圏域にかかわっている部分なんですけども、相談と活動参加に分けて、別々に記載をするような感じで修正をして、圏域間の関係をよりわかるような形でちょっと工夫させていただきました。こちらもご意見をいただければというふうに思っております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと思います。こちら前回からの意見のご意見で、理念の1に「生きがいと尊厳を持って」という文言を追加しております。

続きまして、ちょっとページは飛びますが、41ページをごらんいただきたいと思ひます。こちら事例の関係でございますが、暮らしの保健室／マギーズ東京の事例につきまして、今後、掲載する予定でございます。まだ取材しておりませんので、取材しましたら、掲載次第、皆さん方にお示ししたいと思っておりますが、ご一読いただきたいと思っております。

続きまして、49ページをごらんいただきたいと思ひます。イ、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進についてということでございます。社会福祉法人による地域における公益的な取組に関する記載につきましては、記載を強化した上で、前回は、指導検査の項目にあった部分でございますが、公益的な取組の背景というのは、法改正の部分も含めまして、そこから抜き出しまして、44ページから始まりますテーマ①の(2)地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築に移動しました。こちらのほうが、次の50ページに、東社協さんのほうの地域公益活動推進協議会の取組事例がございますので、この関係性も含めて、こちらに移したほうがはっきりするだろうということで移させていただいております。

次はまた少しページは飛びまして、67ページをごらんいただきたいと思ひます。ア、高齢者と障害児・者への一体的なサービスの提供についてでございます。この部分につき

ましては、前回では後日掲載としておりましたので、今回は記載をさせていただいて、掲載をしております。主に、共生型サービスの部分についての記載でございます。

少しまたページが飛びますが、79ページをごらんいただきたいと思います。(2)生活困窮者への総合的な支援体制の整備についてでございます。こちらも委員のご意見をいただきまして、生活困窮者自立支援制度の理念を追加いたしております。また、都内の取組状況につきまして、説明を追加してございます。

また、ページが飛びまして102ページをごらんいただきたいと思います。イ、民生委員・児童委員制度や活動への理解の促進についてでございます。前回、委員の意見をいただきましたので、民生委員・児童委員の役割であるとか、活動の意義を普及啓発していくことの重要性ということについて、記述を追加してございます。こちらもご意見をいただければと思っております。

続きまして、少しまたページが飛びますが、117ページをごらんいただきたいと思います。第1節、区市町村地域福祉計画の策定・改定に向けた支援についてでございます。こちら区市町村地域福祉計画の策定状況であるとか、地域福祉の推進にかかる現状につきまして、把握・分析を行った上で、施策の推進・検討を行っていくということを明確な形で記述してございます。

続きまして、その裏面118ページでございます。第2節、東京都地域福祉支援計画の進行管理（評価指標）についてでございます。前回以降、少し私どもの中でも検討させていただきまして、評価指標の項目を追加してございます。

続きまして、121ページをごらんいただきたいと思います。「おわりに」につきまして、前回はございませんでしたが、今回は記載をしてございます。

流れとしましては、本日の計画につきましてのPDCAサイクルをしっかりと実施すること、それから区市町村との連携をしっかりと深めていくということ、さらに検討や実践を積み重ねることの重要性ということを説きまして、東京の地域の特性を踏まえた実情の把握の重要性を記述してございます。

また、室田先生や堀田先生のご意見も踏まえまして、既存の担い手を支え直すとともに、新たな担い手を開拓していくといったことの重要性も記述をいたしております。

その裏面に参りまして、122ページでございますが、こちらでは、地域生活課題が分野をまたがることから、それぞれの連携、医療、教育、住まいであるとか、そういったものの分野の横の連携が重要であるということ、それから、地域福祉の評価と「見える化」

の評価の重要性についても書かれてございます。

委員からは、ソーシャルインパクト評価についてのご示唆もございました。そういった仕組みを開発していくことの必要性も指摘しまして、今後、プロセスを重ねることで地域共生社会の実現に向けて近づいていくことをつなげていくというふうな結びにさせていただいております。

資料4、資料5に関する説明につきましては、以上でございまして、次に資料6のパブリックコメントの実施についての案をごらんいただきたいと思います。

本日、ご議論いただきます素案につきまして、ご検討いただいた後に、こちらにつきまして、先ほど委員長からもお話がございましたけども、広く都民に公開しまして、意見を公募するという手続を、これは東京都の中でもつくるということでございまして、予定してございます。時期は、本日の議論が終わりました後、来月上旬、2月の上旬で大体期間としては14日間を考えております。

また、募集方法につきましては、都のホームページを周知した上で、メール等でご意見いただくというふうに考えております。

結果につきましては、寄せられたご意見の概要及び都の考え方につきまして、本検討会の報告とともに、都のホームページで公表したいというふうに考えております。

簡単でございますが、私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、改正したところを主として、ご説明いただきましたが、それにとらわれずに改めてごらんをいただきまして、お気付きのことをどういふところからでも結構でございますので、ご指摘をいただいたら大変ありがたく思います。

どなたからでもよろしゅうございますので、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

ちょっと初めに図のところをやりますか、やっぱり。大変改良、改善をご苦労なさっていただいたような気がいたしますが、一つ、これは結構、東京都バージョンでひとり歩きする可能性もあるし、クレジットをつけて、東京、Rかあれば、レジスタというか、つけておいたほうがいいのかもかもしれません。結構、それこそいろいろなところで活用していただけるようなものになっているなというふうに思いながら、なおちょっと気になることもいろいろやっぱり文殊の知恵でございますので、いろいろ見ていただきますとご指摘がいただけるかと思いますが、ちょっといいですか。

12ページ、これはこれですごくよくなったと思っているんですが、さて、地域福祉支援計画はどこにあるんだろうというふうに思われると、せつかくの苦心が水の泡みたいな感じがして。ちょっと何か、要するに、この丸で下支えし、横につなぎ、はざまを埋めるのが地域福祉支援計画だという、そういう意味ですよ。それをどこか図の中にうまく表現できないかなという。何か三つのところを全部つなげて、地域福祉支援計画の役割とか、そういうのを図の中に入れちゃったほうが、これだと泣き別れになっちゃう、地域福祉支援計画はどこへ行ったんだろうというふうに直観的にわからなくなっちゃうと、何かちょっとお知恵をひとつよろしくということですが。何か図の中に入れておかないとという気がするんですが、ちょっとご検討いただきますように。

本当は、これは平面で書くから問題なので、本当は立体の中で、それこそ、最近の3Dじゃないけど、そういう構造ですよ。多分、それを二次元で、平面であらわさなきゃいけないので、ご苦労なさっているんですが。だから、この1、2、3を太い点線でつないで、そして、何か地域福祉支援計画というようなものをちょっと何だろう、丸か三角、丸か、楕円にするか、四角よりは何か球面のほうがいいと思うんですが、あるいは、差し当たり、そんなことしか思いつきませんが、何かお気がつきのことがあったら。

それから、もう一つ、図表をちょっと見て、よろしゅうございますか、この図、何かご意見があれば、ありそう。

○小林副委員長 この図の作成については、大変ご苦労なされたことはよくわかりますが、今の委員長の発題について考えると、これは実際には何を意味するかを考えてみますと、三つぐらいあるかと思います。

一つは、基盤になる理念的な規定というか、地域福祉支援計画の基本となる理念、地域共生社会を、高齢・障害・子育てについて共有する場合の理念というレベルがあるかと思っています。

次は、社会福祉法の規定そのものがそうですが、各分野の事業の共通の基盤になっています。例えば社会福祉法人等々のいろいろな組織の基礎をつくる規定、第1種、第2種社会福祉事業等々規定があるわけですが、そのような制度的な共通基盤、サービスの共通基盤という意味があると思います。評価制度などを含めた制度面での共通基盤という意味があると思います。

もう一つは、多分、庁内調整のような方針、これがあればある程度は解決できる問題もたくさんあるので、例えば福祉関係部署の中でだけでもきちんと庁内調整できていれば、

個別の難しい支援にも対応できるというようなこともありますので、地域福祉関係の条文の持っている意味が出てくるのではないかと。また、今回の法改正で言いますと、4条の2にも、106条の2にも「支援関係機関」という概念が出てきます。これが実際にどのような機能を果たすのかという問題もありますけども、今回の法改正では、幾つかそのような道具立てが入っていると思います。それはそれでこれでいいとしても、これは実際には何を意味するのかというあたりがわかるといいなという印象ですが、いかがでしょうか。

○高橋委員長 では、今の小林さんのコメントを私なりにあれすると、多分こういうシチュエーションのときに説明できるかということなんです。多分、これを見て、議会か何かで、これは何だと、説明しろと言われたときに、地域支援計画について、立て板の水のように説明ができるかできないかというのを、やっぱり地域支援計画のイメージが、まだ第1回でもあるし、また全体として、前から議論している地域福祉、今回の法改正の意味もまだ十分に浸透していないので、そこら辺のことをどういうふう理解するか。ということで、ちょっと思いつきで恐縮なんですけど、すごく雑駁なアイデアなんです。せつかく二重線を引いて(1)(2)(3)が出ているでしょう。これが地域福祉計画の何ですか、役割、機能、働き、目的、何ですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 まさにほかの計画との関係の中での位置づけと、そういう意味なんです。この計画そのものというのは。

○高橋委員長 そのものと……。いや、これは、こそくな提案で恐縮なんですけど、図がここで地域福祉支援計画と福祉分野の各相関イメージでアンダーラインが引いてあるのは真ん中に入っているじゃないですか。これを思い切って下へ移して、そして、この二重線を引いたのから、この図に矢印——何といたしまして、幅広の矢印を置いて、そうすると下支えとか、はざまが横につながる、ここと、うまく多分つながると思うんです。

それで、相関イメージはよくない。小林副委員長の母校の東大の教養学部も相関社会科学とあったじゃないですか。あの相関は何が何だかわからないんですよ。経済と社会学と法律と政治と一緒に学ぶという、そういう趣旨だと思っただけで、そうすると、相関という言葉がちょっとわかりにくいかもしれない。気持ちはわかるんです。相互にかかわり合わせるということで、それでどっちが主でどっちが従でもないんだという、そういう趣旨ですよ。だけど、もう「との関係」でいいんじゃないですか。

○相田委員 質問があります。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○相田委員 よろしいですか。当たっているかどうかわからないんですけども……。

すみません。相田でございます。

この絵は、多分このプリントされたもので我々が見ると、平面という感じを受けるじゃないですか。だけど、これはそうではなくて、この球体自体、これは要するに、社会が丸いものであって、それを縦割りにして、ゆで卵を切ってみたんだというふうな感覚で見られれば、全体がこの計画の全てであって、その中に白身と黄身と何かそういうもので取りまとめているのが、この計画なんだよということだと思えるんですね。

先生がおっしゃった平面的、だから、これを俯瞰図みたいにして書くか、それとも、これは計画を輪切りにしたものですみたいな説明を書けば、ふっと立体が浮かんでくるのではないかなというふうに思ったんです。つまらないですね。

○高橋委員長 だから、ここだけカラー印刷ができれば。

○小林副委員長 前回の図を強調すると、今回の図は消えると思います。

○高橋委員長 おっしゃることは実によくわかるんだけど、これは専門デザイナーの世界なんですよ。要するに、デザイナーの専門家は、二次元の中に立体をどう見せるかというのは、プロフェッショナルだからできるんだけど、残念ながら、都庁職員はそういう教育は研修でも受けてないはずですから、これが限界かなというか、限界というのは、決して、悪い意味ではなくて、やっぱり皆さん理解をしていただくために、こういう努力をしましたということでもあるし、そこら辺はもう折り合いつけましょうという感じですが、いかがでしょうか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 この辺は、じゃあ、お金を使ってもよろしいですよ。ここのところは、その辺ちょっと頼みまして、プロに少し。

○高橋委員長 局長は、これは何だかわからんと言われたら、やっぱり、これは問題なのということ、局長をリトマス試験紙に使って、わかったかなとか何かという、そういう話になるかと思いますが、すみません、ちょっと時間を。何かお気がつきのことがあったら、ご指摘を。

それから、ちょっと気になったのが、16ページもこれは物すごくわかりやすくなったような気がするんですが、大変これは、多分、東京都バージョンではやらせることができるので、図のところは東京都地域福祉検討会作成と書いておいたほうがいいぐらい、これは非常にいいなと思いました。

それから、18、これも本当にいい図なんですけど、それで、しかも配慮していただいて

いるのがよくわかるんですが、この矢印でくくったことが、ある種の機能だとか、働きだとかで、四角いところはいろんな機関という、そういうことですね。そうすると機能、働きがもうちょっと目立ったほうがいいなという気がするんです。

それで、これは技術的にできるかどうかわからないけれども、少し色というか、編み目みたいなものをつけて、この矢のところだけでも、ちょっと遠目で見てもわかるようにしておいたほうが、恐らく、これを全部引っ張り出すと、ある意味で言えば、地域福祉支援計画のコンテンツとつながっているんだということではないかというふうに読んでいただけるようにしたらどうかと思うので。あるいはもうちょっと大きくするとバランスが崩れるかどうかわからないけど、あるいは何かグレーと、ここで色分けがつけられれば、カラー印刷なら、もう全然、色の切りかえでもって白抜きにするという、そういう手はできるんだけど、残念ながら、それは無理だから、ただ何かちょっともう一つ目立つような工夫がいるのかなと思いました。

19もこれで大分わかりやすくなり、何かありますか、19ページの。

○小林副委員長 この19ページの「地域包括ケアシステムの包括化」という概念は今まで見たことない概念のような気がします。国の説明ですと、要するに地域包括ケアシステムは、今回の共生の中に全部入るといような説明があったような気がしますが、この「包括の包括化」という概念はどのようなことですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 ちょっと前回から使わせていただいているんですけど、いわゆる地域包括ケアシステムと地域共生社会とを位置づけることで、いわゆる地域包括ケアシステムというのは、介護保険の分野で言うと、高齢者の分野と言っているわけですけども。私どもは、社福審等でいただいているのは、そもそも地域包括ケアシステムというのは、別に高齢だけに関わるものではないというふうになっておりますので、ただ実際に現場で言うと、介護保険という、いわゆる今財源と体制がしっかりしたものがあって、そこが中心になって動いているけども、実際に現場では、これから地域包括ケアシステム、いわゆる包括支援センターなり、いろんな仕組みがございませうけれども、そういう地域包括ケアシステムが広がって行って、分野を限らず、そういうものが、これから広がっていくんだと、そんなようなことを広げていくことによって、地域共生社会が実現するんだという、そんなような意味を込めて、ちょっと包括化と。なかなか、いい言葉が浮かばなかったんですけど、ちょっとそういう表現を使わせていただいたということです。

○高橋委員長 宮本太郎さんが共生支援論だったか、最近の岩波新書、共生保障か、あの

中で使った、座談会で宮本さんとやったときは使っているの、社人研のそういう意味で。一つは、高齢を中心に地域包括ケアは出てきたけど、障害の公共支援、子供・子育ての包括的な支援でないという、それから、あと今審議官をしている伊原君が、ちょっと持ってきませんでしたけど、私どもの財団で講演してもらったときにも、その言葉を使う。この表のもっと原型になるものを使っていますので、大体使われてはいるので、大丈夫かなという気はするんですが。

○小林副委員長 いや、「包括システムの包括化」というのは、何かトートロジーのような気がします。一般化、あるいは地域化でも構わないと思いますが、ちょっとこの包括システムの包括化という表現はどのような意味があるのかと思います。

○高橋委員長 そうか、おっしゃるとおりよくわかるんです。宮本さんは、横展開という言葉方を、伊原君だ。地域包括ケアを高齢・介護で限定する考え方は多いけども、それを、障害をまさに、今度は共生型を軸にしながら横展開する。それから生活困窮者支援とか、子育ても、横というのは、要するに、対象別に分類していたのを、包括ケアの仕組みでこういうふうにつないでいくという、そういう意味で、そういう確かに用語はありますね。

○小林副委員長 何か適切な用語があるように思いますが。

○高橋委員長 どうしますか、横展開にします。地域の包括化というと、宮本太郎さんのを読んでいると、宮本さんの本からとってきたのかと、読んでいる人がどのぐらいいるかは知りませんが。

○永山福祉人材施策推進担当課長 今、先生がおっしゃった、例えば一般化とか、普遍化とか、何かそういう横展開というと、何か高齢しかないような感じもとれるかなというふうに思うので、広がっていくイメージであれば、一般化であるとか、普遍化であるとか、そういった表現のほうが、少し広がりがあるかなと思ったんですけど、いかがでしょう。

○高橋委員長 横展開というか、包括化するによって地域共生社会、要するに、インフォーマルサポートの話を、地域づくりを明示的に捉えるんだという、そういうことなので、ちょっと今のような何だろう、解説を本文で補って、一般化とか、そういうふうに、一般化というのは、こういう意味ですとか、そういうのをちょっと補足して、検討していただけないか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 はい。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○川井委員 19ページのところは、今のご議論で私も賛同いたします。ただ、もともと

は私としては、この「地域包括ケアシステムの包括化」というのは、解説がないので、ピンと来ない人にはわかりにくいだろうとは思いますが、これまでの地域包括ケアシステムが、それぞれ狭い範囲で進められているものを、この都の構想では、もっと幅広く、しかも福祉の分野も超えて包括化していくということで、考え方自体はすごくいいなと気に入っていました。言葉を「一般化」とかに置きかえたり、解説を加えるのは、もちろんいいことだと思うので、賛同いたします。

それを踏まえてなんですが、今のように、地域共生社会の構築ということもそうですし、それを目指すための包括ケアシステムの包括化、一般化ということなども、まさにこの計画で目指そうとしている、これまでの各分野ごとの計画を共通して、目指すべき目標の設定だと思うんですね。それこそがこの地域福祉支援計画の一番の肝のはずで、それがあって初めて、そこから先の「横につなぐ」や「はざまを埋める」や「下支えする」ということが出てくるんだろうと思うので、ちょっと翻って12ページなんですが、「下支えする」というのは、上の四角で言うと(1)に当たるんだと思うんですけども、(1)を見ると、各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「下支えする」とあるんですね。普通に捉えれば、(1)の後半部分の福祉施策を「下支えする」の中身は、共通の基盤である人材対策ですとか、インフラ整備ですとか、財政的な、あるいは法制度的な整備ですとか、そういう面での共通事項を基盤として、すなわち下支えするものとして設定するという意味だろうと思うんですね。

それに対して、(1)の前半に書いてある「各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し」ということとは、それはやっぱり違うと思うんですよ。前半に書いてあることは、先ほどの19ページの図のような、例えばですけども、地域共生社会を目指して、「包括ケアシステムを包括化する」だとかいう、非常に大きなこれまでにはなかった視点から全体で各分野の枠を超えて目指していく共通目標を定めようということなので、国のほうで言うと、それが「上位計画」という言葉になってしまうんですが、多分事務局としてはそういう言葉は避けて、「下支えする」というふうに丸めたんだと思います。しかし、やっぱりそれは明らかに「下支えする」とは違う話だと思うので、できれば上位計画という言葉を避けるのであれば、この「下支えする」とは別に、たとえば「共通目標を定める」だとか、そういう一番大事なところはやっぱり入れて、この図の中にも入れていただきたいなとは思っています。

○高橋委員長 今のコメントに何かレスポンスをしてください。

○永山福祉人材施策推進担当課長 まさにおっしゃるところ、そのとおりだと思っています。計画については、上や下というのは、ないのかなと思っておりますので、それぞれ、特にこれについては、国については、共通事項はまず書くということが前提でございますので、その部分では、共通的な部分についての下支えの部分である、あとは一緒に進めていくためのエンジンみたいな、そんなようなイメージもあるのかなと思っていますので、目標という表現が同じ目標を何か設定して、進むということになると、必ずしも共通の目標というのがあるわけではないので、ちょっと表現を少し工夫しなくちゃいけないかなと、今伺って思いましたけども、目標となると、何か具体的な指標みたいなイメージがあるので、ちょっとそこところは工夫をしたいなと思っております。

○高橋委員長 ただ、目標の場合は、理念の目標があり、それから具体的な施策、その達成された状態に関する共通の理解みたいなのがありますよね。層が幾つかあるような気がして、それで、それをどういうふうになにか認識とそれから目指すべき方向性の共有化みたいな意味も、多分、川井さんのコメントの中に含まれていたような気がして、少し、そういうのは確かに下支えだけでは、ちょっと足りないかなという、そういう気もいたします。要するに、はざま、横につなぐは、むしろ1の頭のほうが優先度の高い概念になるので、そこら辺を下支え、確かにだけではないかもしれない。下支えが可能になるような環境づくりとしては、やっぱり共有、共通理解とか、そういう話も含まれてくるので、そういうニュアンスがどういうふうにしたら得られるかなと、ぱっとは思いつかないんですが。

○永山福祉人材施策推進担当課長 わかりました。

○川井委員 少なくとも20ページには、三つの理念が示されています。じゃあ、その理念で示していることは、12ページの図のこの三つで言うと、何に当たるのかというところが見えないと思うんです。上の四角には含まれると思うんですけど、①②③には共通理念を示していることがあらわれてない。理念というか、目標というか、そこは難しいところだと思います。

○高橋委員長 いいですか。都における福祉政策の理念を共有しつつ、その下支えを実現するというのは、余りにも妥協的な言い方、折衷案か、理念というのは後ろに出てくるので。

○永山福祉人材施策推進担当課長 まさに、ほかの計画との関係でもありますので、今、委員長がおっしゃったような、そういうような理念を共有して下支えをするという、まさ

にそういうことかなと思っておりますので。

○高橋委員長 ちょっと事務局のほうで検討していただき、なおかつ、また、お気がつきのところがあったら、ご意見をいただくということにして、先へ、ちょっと気になる、皆さん、図から入るから、そこら辺のことをちょっと見ていただきました。

21ページ、これは今までまとめたものをコンパクトに集約したという、そういう表なので、何かお気がつきのごはございますか。

○小林副委員長 この図のテーマは、次の目次と対応したものですのでいいと思います。

○高橋委員長 それでは、そういうことで1章、何かほかになれば、次2章、ちょっと章ごとにご意見をいただくようにしたいと思いますので、第2章はいかがでございましょうか。

これはもう現状分析だから、よろしゅうございますか。これも後でコメントくださいませ。事務局のほうに直接お寄せいただく。

第3章はある。

○小林副委員長 61ページについてはいいですか。

○高橋委員長 何ページ、61ページ。

○小林副委員長 61ページは3章ですか。

○高橋委員長 章ごとにいきますので。

○小林副委員長 次は何ページからですか。

○高橋委員長 今、61ページなので、今の章なのでございませぬ。どうでしょうか。3章。

○小林副委員長 3章ということでもいいですね。

○高橋委員長 大丈夫ですよ。どうぞ。

○小林副委員長 個人的な思い出もありまして、このページの見守りについては重視すべきだと思います。この席に所管の方がおられるかと思いますが、都は高齢者見守り相談窓口設置事業を進めておられますが、この仕組みは、包括よりもさらにアウトリーチをすすめる仕組みとしてすごく重要でして、やはり住民の見守りネットワークをつくっていく場合など基礎になるということだと思います。

それで、もし書いていただけるならば、やはりここに東京都の取組として、見守り相談室の取組をやってきたんだということを書き入れることは可能でしょうか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 はい。そこは可能です。

○小林副委員長 ここには書いてないようですね。

○永山福祉人材施策推進担当課長 ちょっと、このパーツを入れるのかどうかというのはありますけど、今おっしゃられたことを所管ともちょっと相談をさせていただいて、どこに入れるのかも含めて、考えたいと思います。

○小林副委員長 やはり個別サービスだけではなくて、地域のつながりというネットワークをつくっておかないと、ここに書いてあるような消費者被害、財産被害などの問題も含めて、やはり大切なのは見守りができていくかどうかだと思います。かなり大きなことだと思いますので、重要性を少し書いていただければと思います。

○永山福祉人材施策推進担当課長 わかりました。

○高橋委員長 どうぞ、浦田さん。

○浦田委員 すみません、私も見守りのことで追加をお願いしたいなと思っていることがありまして、東京都の見守りの冊子の中に、見守りは3種類あるという記述がありますが、非常に住民の方に理解していただきやすく、私たちはどこのポイントの見守りを担えばいいのかというとき。緩やかな見守りと担当者別の見守り、専門的な見守りという1節を入れていただけると、わかりやすいかなというふうに思いました。

○高橋委員長 よろしいですか。第3章は、本当に一番大事なところなので、少し1節、2節を中心にまず見て、3節、4節という感じで行きたいと思います。

ちょっと今の話を伺って、思ったんですが、イギリスで孤独問題担当大臣ができたじゃないですか。中身を調べてないんだけど、あれはかなり重要なもの。要するに、孤独という問題を個人の問題にしないで、社会の問題にすると。それもサッチャーの後継者だと言われている自由主義者のメイさんがそういうことをして、あれは何なんだろうと気になって、ちょっとまだ調べかねてないんですが。実は地域福祉支援計画というのは、そういう意味で多様な孤独・孤立問題に対する対応ですよ。見守りは、まさにその象徴的なというか、一番具体的にあらわれている話なんです。そういうことを含めて、何かちょっとそういう目で、もう一回それを見直すと、要するに対象、要するに、今までは高齢者にしろ、障害者にしろ、子育て支援にしろ、対象の問題でしょう。ところが地域は、だから問題になったのは、かかわりの問題という、そういう話、だから世帯の問題もそうだし、子供の問題もそうだし、孤食の問題も、そうするとやっぱり孤立担当大臣をイギリスでさえつくるんだよなど。日本はもっと深刻だよなど思いながら、あれは何だろうかと、ちょっと向こうのあれを調べないとわからないんだけど、ということをちょっと思いついて、地域福

祉計画はそれだよなと思いつつながら、あの報道を聞いていたものだから、ちょっとこれは余談に近い話だけど、何かもう一回そういう目で見直す必要。といいますのは、ちょっとごめんなさい、先走って、恐縮なんですけど、後ろのほうに若い人たちが戻ってきて、高層マンションに住んでいるという話を書いてあるんだけど、実はあそこに老夫婦が住み始めているという話を聞いたんです。とりわけ豊洲、要するに、山坂があるうちはもう今処分して、あそこへ。そうすると、僕はこの間、豊洲へ行って愕然としたんだけど、あれは、1960年代の建設思想で、東京都の建設事務所の都市計画思想はこんなにおくれているのかと思うほど、バリアバリアというか、とても暮らしにくい環境の中に50階建ての高いところにお年寄りが、あれは港区でしたか、億ションのごみ屋敷問題という話が物すごく深刻。ああ、これがそうだなと思いつつながらというのは、これは、ちょっとそういう視点は、結構、重要で、若い人が行くからどうのこうのというのは、高度経済成長の遺物で、そうすると、そこはまさに直面するのは、孤立・孤独の問題と、あれは要するに、排除する構造ですから、マンションは。認知症になった途端に入れなくなるわけですよ。そういうことを含めて、気がつかなかった社会問題がどうも噴出するという、それは今までの高齢者対策でも障害者対策でもない、要するに、かかわり型というか、そういう問題なんだなと思いつつながら、ちょっと余り建設的でない、文章をこうしたらいいという提案じゃないんですが、ちょっと気になっているので、少しそういう視点をぜひお考えいただくといいか。すみません、先走ったことを申し上げました。

何かお気がつきのことはございましょうか。

○小林副委員長 よろしいですか。

65ページですが、一番下にプロボノの話が出ています。この項目は、町会、自治会活動の活性化支援という項目の中に入っていますが、次のページを見ると、この施策は地域の底力発展事業の関係でここに入ったのだと思います。伺いたいのは、このプロボノというのは、地域の底力発展事業助成だけの話でしょうか。ここに入れておいていいのでしょうか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 ここに入れている意味というのは、そういういろんな地域での活動を、ある意味、活性化するような知識を持った方々がプロボノで活躍されているので、そういう意味でここに入れているという趣旨はあります。プロボノの活動だけではないんですけども、当然、何かそういう個々であるとか、そういう情報発信をするというシステムを入れております。

○小林副委員長 それはその通りだと思いますが、町会、自治会活動の活性化支援の中に入っているのです、どうなのかと思いました。

○高橋委員長 いいですか。ちょっと私もちょうど午前中ある人としゃべっていて、この議論をしていたんですが、今、とても大きな動きは、先ほど、秋山さんのあれを入れていただくことにも、象徴しているんだと思うんだけど。医療、看護の専門的なサービスの、実は地域と結びつかなければ成り立たない時代になってきていて、そうすると、そういうことの気づきというのは、物すごく大きいのは、例えば僕、あそこは物すごくマギーズで印象深かったのは、恐らく、ある都立病院の名うてのセラピストの大変有名な方が、日曜日だけボランティアとして参加していらっしゃるわけ、そうすると、それは実は病院内の仕事に反映されるという感覚をお持ちなんですね。そういう地域の課題をボランティアとして参加すると、専門的な仕事についても、そういう視点を獲得することによって、レベルが多分上がってくると。

それから、もう一つは、在宅医療、在宅ケアを考えると、もう専門サービスで閉じていられないので、それがボランティアを求めているというのは、暮らしの保健室が、あの運営のスタイルはそういうもの。多分そういう形で、医療と関係者やソーシャルワーカーでさえ、やっぱり御飯のための世界と同時にボランティアのための世界、ボランティアとして活動すると、ふだんやっていることと違うことが見えてくるんだということを僕、述懐を聞いたことがあるんだけど、そういうことを含めた、ここに置いておくのは、これはこの文脈でいいと思うんですが、これから、そういう制度と地域のかかわり合いの中で、プロボノが果たす役割は、相当大きくないかなというふうに思ったりしているんですが、ちょっとむしろ地域でお仕事されている方から何かコメントがいただけたら、横山委員。

○横山委員 今、先生がおっしゃったとおり、お医者さんとか、看護師さんという資格の方もそうなんですが、ウェブデザイナーさんだったり、広報のお仕事を専門にやっている方に、例えばこの町会のチラシを町会の役員の皆さんが高齢化で、なかなかチラシづくりがうまくいかないところをお手伝いいただいたりということも大事だと思います。もしかしたら、59ページの(4)の60ページのどちらかちょっとわからないんですけども、そういうお仕事を専門にされている方がご自分の特技だったり、専門性を発揮して、ちょっとお休みの日だったり、あいた時間にボランティアできるよという、そういう視点でもこのあたりにもプロボノのことが書いてあると、東京は本当にたくさんの人材の方がいらっしゃるのいいのかなと思いました。

あともう1点、お仕事として、東京で生活している方が、住民の異変を早期に発見することもあると思うので、先ほどの見守り、孤立の点でも、そういった住民の異変に早期に発見するような視点を、あらゆる方々が持てるような、みたいなものも、どこかにあると非常にいいのかなと思いました。

○高橋委員長 大事な視点なので、ぜひ。いや、実は、最大の問題は公務員なんです。やっぱり、これは首長の考え方が、人事東京の考えがあって、職務専念義務という形で縛っているところと、滋賀県の県職の名刺をもらおうと、頭には、世を忍ぶ仮の姿と本人は言っているんだけど、今のポストが書いてあって、裏にNPOとか、そういう自分のやっている社会活動のリストがずらずらと並んでいる。滋賀県の場合は、そこら辺は——それから、今、自治省の、地域活性化センターの理事長やっている椎川さんが、地域に飛び出す地方公務員という、そういうネットワークをつくっているんだけど、地方公務員というか、公務員もそういう意味で、兼業禁止の話が少し世の中の的に緩くなっている。あれはお金をもらう話だけじゃなくて、そういう結構、自治体によっては、公務員の地域活動をブレーキかけているところがあるやに聞いているんです。そうでもない、武蔵野はもっと心……。

○横山委員 ボランティア活動ということで、ボランティア休暇というのもありますし、あと、本当にお休みの日に活動されている方と、あと武蔵野の場合は、例えば、近隣の区役所や市役所に働いていて、武蔵野に住んでいる方が、定年後、武蔵野の活動にかかわっていただいたりということもあるかなと思います。

○高橋委員長 何かそういう趣旨のキャリアの中で、地域にソフトランディングする上でも、そういう活動は非常に重要だということは、もうはっきりしているし、それから僕、民生委員さんのリクルートを心配しているんです。というのは、これだけ女性の労働力率が上がっていくと、今までは婦人民生委員だったですね。それから地域のいろんな形で、地域で仕事をされている方が、典型的には僧侶、お坊さんと、随分、民生委員さんや保護司さんの大変なリクルート先だった、それが、そういうのがどんどん難しくなってきた、それで、それが女性に移って、女性もそういう形で言えばとなると、そういう地域でのいろんな活動主体の多様化はどうしても考えざるを得ないはず、そうすると、相当、重要なのは、フレイル予防でもあるんだけど、高齢者をこき使う話なんです。

だから、70歳定年、僕は実は70歳を超えたからといって、物すごく自覚しているんだけど、要するに、定年制というよりは、むしろ個別化するわけ。そうすると、そこら辺のことも含めて、やっぱり人材をどうリクルートするかというのが、今までの発想では、

ちょっといかが。だからといって、ここで書く話じゃないので、そういうことを含めて、今のプロボノの話も含めて、何かちょっと項を起こして、今までの発想ではない、いろいろな形で活動参加。

活動参加はいわゆるご奉仕だという長い伝統があるんだけど、それ自身が自分の健康なり、精神的健康や社会関係をつくり出すことによって、フレイルの予防になるというのは、もうこれは、東大の飯島先生の大変有名な経済のあれで、これは疫学的にもわかっているので、そういうことを含めた循環の構造を使っていくと、これもかかわりの計画の中では、大変重要で、そこら辺が余り地域福祉計画を考えると、意識されにくい世界なのでということを、ちょっとそれをどう生かしていただくかは別、意見として、申し上げてご検討ください。

○川井委員 今のプロボノのことについてなんですが、59ページのあたりかその後に書かれることになると思うんですが、その際、ぜひ書いていただきたいなと思っているのは、高齢社会対策部のほうでやっている東京ホームタウンプロジェクトという事業です。これはとてもいい事業だと思うのですが、まだまだ地域で十分に知られてなくて、活用をもっとしていただきたい。高齢社会対策部でやっていますけれども、実際には、対象はもちろん高齢者の問題だけでなく、幅広く地域で住民の活動、団体のようなところも、幅広く企業の専門性のある方の力添えをいただける非常に有効な事業になっていると思うので、せっかくなので、ぜひ、ここでも載せていただいて、地域でもっと活用していただけるようにしていただけるといいかなと思います。

それと、すみません。あと2点あります。まず44ページの社協のところなんですけれども、相当、十分に書いていただいているんですが、実は前回からとても気になっていることとして、室田先生からペーパーでご意見いただいていたことを議論はしたのですが、それをどう表現するかということが難しかった部分だと思います。これだけ社協が、地域共生社会の構築に向けて役割を期待されているということを強調していただいている一方で、どうしてそんなに社協にばかり期待するんだと、そう受けとめる市民、住民の方あるいは団体の方もいらっしゃるわけで、これから地域づくりというのは、社協の専売特許でもないだろうし、端的に言うと、そういう趣旨かと理解しております。それに対して、前回の議論もそうでしたが、もちろんほかの団体、いろんなNPOなんかも含めて、どんどん、そういう役割を果たしていただくことを前提としつつ、それでもやはり社協にはそういう役割を期待するんだということを、もうちょっと理由といいますか、わかりやすく書

けないかという、そういう趣旨でよろしかったですね。

という意味で、ご提案なんです、44ページの一番上の丸で「社会福祉協議会は」で、その後、いきなりやっている具体的な取組のことが次の丸以降も含めて書かれているんですが、その前に、1番目の丸の「社会福祉協議会は」の次に、社会福祉法の109条で、そもそも社協には、住民の福祉活動への参加を進める、言うならば、「地域組織化」の機能なわけですけども、そういうことが位置づけられています。それだけでしたら、確かに、これまでと比べて、今後はもっとNPOのようなところですか、いろんなところがどんどんそういう役割を果たしてくると思うんです。しかし、社協の役割はそれだけではない。決定的に大きく違うのは、それプラス、社会福祉法の109条、読みづらい条文ではありますが、もう一つ、社協の重要な役割として、幅広い関係者のネットワークと協働体制をつくっていくということが、車の両輪なんです。そちらは「福祉組織化」の機能という言い方がされますけれども、その両方が位置づけられていることにより、まさに社協は、東京におけるこれからの地域共生社会の実現に向けて、大きな役割を果たすことが期待できるということだと思えます。この両方を期待されて、またできる組織というのは、なかなかやっぱりほかにはないですね。特に社協の場合は、109条の中の6項で丁寧に書かれていますように、どんな主体の方から参加の申し出をされても断つてはいけないとまで書いてあるんですね。普通いろんな団体、NPOがそういう活動をするときには、やはりここは連携できるけれども、ここはちょっとうちとは合わないとか、そういうことも当然入ってくるわけですが、社協はそういうことは一切言わない。全ての主体、地域をよくしていこうとする方や団体であれば全部ウエルカムで、そのネットワークをつくって、また住民の組織化も進めて地域共生社会づくりをしていくというふうに、法律がそういうふうに定められています。そういう意味で、私が言うのは口幅ったいところがございますけれども、社協には、やはり大きな期待を寄せるんだということをお書きいただくと少しは室田先生のご疑問にも答えることになるのかなというのが1点です。後で先生のほうからご感想をいただけたらと思います。

あと、もう1点ですが、49ページ、50ページのところで、これも前回、私のほうからお願いをして、よく議論もいただいて社会福祉法人の地域の公益的取組をしっかりと書いていただいて、本当に感謝しております。

50ページのところでは、私どもで設置いたしました東京都全体でのネットワーク組織のことも、コラムという形で紹介をさせていただいているところですが、ちょっとここで

大事なこととして、この地域公益的な取組が社会福祉法で義務化されておりますけれども、実際に、それが、じゃあ、どこまで本当に進んでいるかということと言うと、厚労省の最近のお話を聞くと、各法人から所管庁に提出されている現況調査の事項を見ると、ちゃんと記載されているところは2割程度にとどまっているということです。つまり、まだまだ多くの法人は、個々の法人として取り組むべきことがどういうことなのか、何ができるのか、もちろん人手不足だとか、財源の問題ですとか課題もあって、なかなか、できてない状況があるわけです。そうした中で、個々の法人任せにするのではなくて、一つ一つの法人ではできないところも地域の中でネットワークを横につないで連携することによって、人手が足りない、財源も足りない、あるいは、そもそも地域のニーズが何なのか、個々の法人ではつかみ切れないというような課題を超えて、しっかり地域づくりに貢献していくためのネットワークということが一番大事だろうというふうに感じているところです。

50ページで紹介させていただいた地域公益活動推進協議会も一番大事にしているのは、3層の取組のうちの真ん中にある第2層、地域における区市町村域におけるネットワークを生かした取組を一番重視をしております、実際に各区市町村ごとのネットワークづくりも、おかげさまで順調に今進んでできております。全都的に見ても、既にネットワーク組織が結成されたということが過半数、30区市町村にのぼっております。今まさに準備中というところも含まれると9割を超えるところが、組織ができておりますし、具体的な取組としても、子ども食堂ですとか、フードバンクですとか、住民が気軽に立ち寄れる何でも相談窓口を津々浦々につくるですとか、いろんな取組が実際に進行しております。

この流れは本当に大事なことで、しっかり加速していかなければならないと考えておりますので、50ページには、東京都広域の取組である「はたらくサポートとうきょう」のを中心にかかせていただきましたけれども、よろしければ、少し書きかえさせていただいて、地域のネットワークのところをもうちょっと強調した書き方にさせていただいたほうがよりいいかなと思っております。あわせて49ページのほうについても、ここでは地域ネットワークを生かした取組のことは特に書かれておりませんので、三つ目の丸の後、現状と課題のところでもいいかと思いますが、地域でのネットワークを生かした効果的な取組を進めていますというようなことも、ぜひここで記載していただきたいと思います。それにより、今後、区市町村もそのことを認識していただいて、区市町村の地域福祉計画でもそのことを位置づけていただけると、社会福祉法人が積極的に地域共生社会づくりに参画していく、いい後押しにもなるんじゃないかと思っております。

○高橋委員長 ちょっと室田先生のコメントいただいてからレスポンス。

○室田委員 ありがとうございます。

前回すみません、欠席した関係でわかりにくく、幾つか私のコメントを書かせていただいたんですが、川井委員に丁寧に拾っていただいてありがとうございます。

私が指摘した部分は、44ページの最初の社会福祉協議会は、アのところに出てくるところです。川井委員がご説明いただいたとおり、ここに最初に登場するには、それなりの根拠というか、理由を示すことで、より都民の納得が得られるのではないかと思いますので、川井委員のご提案は一つ重要なポイントになるかなと思いますし、私自身は賛成します。

前回、ご指摘させていただいたのは、二つ意味を含めていまして、それがゆえに、ちょっとわかりにくく書いてしまったんですが、1点目は、今、川井委員がおっしゃられた部分で、最初に社協が登場する理由、根拠が示されるといいということで、二つ目は、そこで社協がそれだけ期待されるのであれば、何というんですか、ちょっと空手形のように社協がやれやれとか、頑張れということで終わらないように、それなりの例えば人員を配置するというか、ワーカーをつけるというようなことも含めて、記載する必要があるのではないかと。そうでなければ、財政的に厳しい自治体の社協は、これだけがひとり歩きすると、過度な期待を受けて疲弊してしまうということもあり得るのではないかなと思いました。

そういった意味では、地域福祉コーディネーターの項目が51ページにあると思うので、ここと少しつなげて、必ずしも社協に配置するというようなことまでは言わなくていいですけど、ただ、あれですか、②二つ目の丸のところにも各市区町村の社協も配置が進められていると書いてあるので、そこどうまくつながっているというふうに捉えていいのかなと。そうですね、すみません、52ページにもそこは触れられているので、私の懸念したところは、そこでカバーされるのかなと思います。

以上です。

○高橋委員長 それでは、永山さん。

○永山福祉人材施策推進担当課長 社協の役割につきましては、まさに重要な課題で、かなり私どもとしても書き込んだつもりではいるんです。ちょっと全体のバランスもありますので、法律を書いてしまうと、かなりボリュームがふえてしまうので、その辺のところはちょっと工夫しながら書きたいと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、第3節や第4節を中心に何かご指摘。

○小林副委員長 すみません、少し戻っていただいて、今、川井委員が指摘された49ページの三つ目の○です。ここでは2行目で、「無料または低額の料金により福祉サービスを提供する」と書いてありますが、昨日東社協の会議でいただいた1月23日の社会・援護局の基盤課長の通知では、地域における公益的な取組の推進についてということで、かなり広げた活動をやってほしいというふうに書いてありますが、この書きぶりでは、少し狭過ぎるのではないかと思います。通知をベースにして、社会福祉法人はいろいろな意味の地域活動にかかわることによっていいという書き方になっていると思いますので、これを踏まえた修正をしていただければと思います。

○高橋委員長 よろしいですか。

それでは、今のご意見を踏まえて、ちょっと整理を、調整をしていただきますようお願いいたします。

それでは、引き続き、いかがでございましょうか。

どうぞ、室田さん。

○室田委員 すみません、まだ42、43ページのあたりの包括的な相談・支援体制についてコメントなのですが、ちょっとすみません、しっかり読み込んでなくて、もしどこかに書かれているのであれば、指摘していただきたいのですが、これは日常生活圏域であったり、身近な圏域の中で、住民や専門職が定期的に会議を開いて、そこで、地域のケアについて話し合うような場、第2層の協議体なんかはそういったものに当たると思うんですが、そういった会議、協議体をつくるような方向の政策が各福祉の中でも、高齢や障害や児童の分野で行われていて、そうすると各地域に似たような人が顔を合わせる会議が、かなりたくさんできてくる。今後さらにふえていくのかなということを懸念して、そのときに、何か整理したり、調整したりして、似たような会議を何回も開かないような仕組みというのは、工夫できるところは、自治体や社協の中で取り組まれていると思うんですが、何かそういう配慮が必要なのではないかということをごどこかに、もし記載されているのであればいいんですが、なければそういったことを記載できないのかなと。そんなことをここで書いていいのかわからないですが、恐らく、さっきの図の話からすると、この地域福祉支援計画こそがそういったことを調整することを提案する場だと思いますので、同じように地域に負担がふえないように、民生委員さんが月に四、五回同じような会議に

出ているような状態を解消するような形になればなということ、ここら辺にそういった記載があればいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○高橋委員長 なかなか書きにくい話になると、現場の課題でもあるので、どうしたらいいか。それから、もう一つは、やっぱり縦割りの思想が変われば、おのずからほどけると思っているんです。要するに、地域生活課題で。だって地域包括支援センターの仕事だって結構高齢者のことばかりやってないでしょう。むしろ同居しているメンタルだったり、知的だったりという、そういうひきこもりだったりという話があるから、それは現場での場の設定の仕方の問題でもあるんだけど、ここでどう書くかというのは、ちょっと検討させてくださいということで、ちょっと引き取らせてください。何かご示唆があれば。

○小林副委員長 よろしいですか。今の点が、いわゆる日常生活圏域の問題になってくると思います。つまり庁内ではなくて現場に近いところで調整するというのは非常に重要なことで、いわゆる8050問題も同じですね。本人や家族の情報を持っていなかったら判断はできないですね。

そこで、やはりこの地域福祉コーディネーターの役割はすごく重要になってくると思うので、やはり日常生活圏域、今度の法改正では「住民に身近な圏域」という概念になっていて、具体的にはよくわからないのですが、やはりアウトリーチができていて、状況を知っていて、そこから得られた情報を踏まえて判断するということになるので、役所の中の情報だけでは絶対わからないですね。あるいは、いわゆる専門機関でもわからない場合があると思いますので、そこが強化される、つまり中圏域の体制が強化されることが重要になります。ある意味では、庁内調整がしっかりできればいいとも言えますが、室田委員が言われるように、余り会議が多くなるのは好ましくないと思いますので、やはり鍵は日常生活圏域で、そこにコーディネーター等が配置されることによって、ある程度まで改善されるのがいいのではないかと思います。

関連してもう一つよろしいですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○小林副委員長 51ページの生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターの話なのですが、上から6つ目のところで、後で浦田委員に補足していただきたいと思いますが、地域福祉コーディネーターもそうですし、先ほどお話しさせていただいた見守り相談室の仕事もそうなのですが、問題が起きてから対応依頼が入ってくることがあります。どういうことかという、近隣トラブルが起きてからコーディネーターや見守り相談のと

ころに入って相談が入ってくる。あるいは、専門機関が関わったのだけれども、うまくいけなくなり、こじれてしまって、その結果がコーディネーターの依頼が入ってきてかわるという事例があり、個別支援の場合には重要なこととなります。日常的な生活課題があって、それへの対応が難しいから公的機関に上げるだけではなく、そもそも難しい課題があって、そこにコーディネーターが関わることによって地域住民は安心することがあります。これについては浦田委員に補足していただきたいと思います。

それで、最近伺った用語を使うと、6つめの○の2行目のところで、…整備する多様な支援体制に「つなげたり」とともに「つなぎ直す」、切れていた関係をもう一回、公的機関につなぎ直すというような役割があると地域住民は安心するということがあると思います。

従って、「つなげたり」の次に「つなぎなおしたり」というように入れていただくと、地域福祉コーディネーターの役割がもっとはっきりするのではないかと思います。この点は、浦田委員に補足していただいたほうが良いと思います。

○浦田委員 そうですね。最初のころは、民生委員とか地域の方からのご相談がとても多かったんですが、年々、専門職の方からの相談がふえてきています。例えば高齢の方と障害で、ごみ屋敷で、しかも家も崩れそうな長屋の一角に住んでいるみたいな、複合的な問題が入っているようなケースというのは、6機関ぐらいが関わって、まずはこの機関が最初にスタートしてという調整をしていくので、話し合う場のセッティングとか、全体の支援のプロセスをどうやって進めるかというような方針を立てていくというところの役割も求められてきているというのが現状です。

課題が複雑なので、どこの機関が主で進めるかというのが、はっきりしないような問題なので、先生がおっしゃるように、サービスにつながらなくなってしまったものを、もう一回整理し直して、つながれるところから制度にまたつなげていくというような役割があります。

そういう複合的な問題ケースと、もう一つは、インフォーマルな活動につなげたいという相談がふえています。

例えば、子ども家庭支援センターとか、教育センターのような機関から子ども食堂につなぎたいとか、学習支援につなぎたいという相談が入ります。専門職は、なかなかインフォーマルな支援をしている住民の活動を把握できていないので、そこを地域福祉コーディネーターが間に入ってつなげていくといったところもニーズとして高いと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、ぜひ今のご発言を踏まえながら、ちょっと必要な部分をよりいいものにしていくということをお願いいたします。

それでは、ほかに何かございましょうか。どうぞ。川井さん。

○川井委員 後半の第3節のほうに入ってきますけれども、これは高橋委員長にご判断いただいたほうがいい事項ですが、居住確保のテーマに関してなんです、76ページのところで、三つ目の丸のところで、「これらの取組を進めるためには、行政・民間を問わず、住宅部門と福祉部門が連携して、総合的に取り組む体制を整備する必要があります」とございしますが、もう少しここを書き加えてはどうかということです。ちょうどこちらの会議でも事例報告があつて、77ページに悠々会の事例が載っておりますけれども、こうした社会福祉法人の取組が、今後、ますます広がるといいなと思いますし、また悠々会もとても貴重な活動ですが、一方で、個別の法人だけでは、なかなか限界があるということも見えてきておりますので、先ほど申し上げた地域での社会福祉法人のネットワークなどでも、こういうテーマこそまさに積極的に取り組んでもらうと、非常に大きな可能性があるなどというふうにも思います。すでに先進的な地区では、福岡や京都なども、やはり社会福祉法人がすごく大きな役割を果たしているということがございしますので、この2行の後にでも、例えばですが、「とりわけ福祉部門においては、地域における公益的な取組を責務とする社会福祉法人が、より積極的な取組をすることが期待されます」というようなことを入れておいていただくと、地域に対する大きな示唆になるかなと思います。

○高橋委員長 居住支援法人が、やっぱり社会福祉法人を、社協も含めて想定しているんですね。それとか、あと居住支援協議会については、明示的には、どこ。8、注はあるんですけど、実は上から三つ目のところは、居住支援法人の話がまずあつて、その上で、今、川井委員からご発言いただいたような社会福祉法人の参画というのは、もともと先行事例で、他県、東京もちろん、この事例はそうだし、それはある種の常識になっているとかと。京都の山田さんのところが開発したのは、不動産屋さん和社会福祉法人がセットで、生活支援は社会福祉法人の職員がやって、不動産屋さんが家主を説得して、90のひとり暮らしでも入れるようになったという、そういう事例があるんですね。

それから、もう一つは、養護老人ホームをやっているところが住宅を借り上げて、施設で管理する、単価範囲の対象じゃないような人たちは、もっと自立した生活をしてもらって、それはまさに具体的におっしゃったようなことなので、ちょっとそこら辺は何か工夫しましょうか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 はい。

○高橋委員長 とりわけ住宅部局というか、ここは都市整備部だと思うんだけど、その関心、それからもう一つは、どうしても区市町村レベルで居住支援協議会をつくってほしいということで、豊島区が始まりで、文京区も、つい最近つくりましたけれども、それを、まずは普及するというは、具体的に書いてあると。それは住まいは地域福祉の「福祉は住宅に始まり住宅に終わる」という、大変有名なこれは調べたら出所不明だそうです。スウェーデンでは、北欧の国々では、それはもう常識だから誰が言ったとか、そういうことじゃないという説明をされたことがあるんだけど、そういうことを含めた視点は地域福祉のベースになるのではというようなことも含めて、ちょっと川井さんのご提案を踏まえて、少し検討、積極的に受けとめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに。どうぞ、浦田さん。

○浦田委員 今の住まいの問題のところですが、76ページの下のほうにも、住まいの確保と見守りの生活支援を一体的にということを書いてありますが、住まいの確保というときに、ハード面の問題と、あとソフト面の問題があるかなというふうに思います。例えば、低所得の方たちの住む場所を確保するという問題と、あともう一つは、身元保証機能の問題が大きいのではないかというふうに思っています。

やはり、大家さんは高齢の方だから支払いが滞るのではないかという不安から、保証人がいないということで、住宅を借りられないという方も多いので、その仕組みとして何か各市区町村で確保するということが記載されるといいのかなと思いました。

○高橋委員長 ありがとうございます。

その問題の広い意味で、やっぱり地域福祉の問題ですね。居住継続というか、せつかく地域でいろいろな関係がつくれているのに、居住継続が不可能なために、ある意味では裸にされちゃうということは、また自立性に対する大変なダメージになりますのでというようなことも含めて、何かちょっと考えましょう。ありがとうございます。

○相田委員 よろしいですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○相田委員 あとはそれに加えて、家主側からすると、高齢者と二人住まいでも、ひとり住まいでも入れても事故物件になるということの恐ろしさというのがあるので、そのために嫌がる、孤独死等が発生した場合、事故物件ということで、あと入れる人が入りにくくなるということで、やっぱりここに見守りというサービスというか、その辺とつなげる

ことも大事ではないかというふうに考えています。

○高橋委員長 これは、住宅セーフティネット法の趣旨は、まさにそういうことで、居住支援法人というのは、NPOや社会福祉法人というのを想定している一方で、家賃債務保証業者、ちょっとハードルが、要綱の書き方が下手なものだから、ちょっと受けにくいんですが、東京都は頭がかたいのか、やわらかいのか知らないけど、それを踏まえて、どういう運用するかというのは、ちょっと福祉としては、ぜひ都市整備部に協議をすべきテーマでもあるし、ということを含めて、居住支援のあり方論は地域福祉、それで、しかも、いろんな部分、モデル事業をやっていると、不動産屋が家主を説得する材料としては、見守りとか、何かがあったら、すぐに駆けつける人がいるんですよねということが、物すごく大きい力になる。

それで、しかも遊休、要するに、10世帯あるのに、2世帯か3世帯しか入らないで、あとは空き室になっているというのはさらにあるわけで、そこに生活できるようになってもらえば、家主さんもいい話だけど、さっき言った、事故が起こったらという話を何かの形でやりましょうというのが、住宅セーフティネット法の趣旨ですので、これは地域福祉の議論に住宅が乗っかってきたという、そういうことも含めて、ちょっとそういう認識は、実際レベルと住宅行政担当者はちょっと感覚がないんですよね。

それから、不動産屋さんは、今、完全に二極分化していて、とにかく家主さんから預かったうちをフル稼働させなきゃいけないということで、物すごく、このセーフティネットに関心がある方が多いし、住宅の専門家に福祉や介護の勉強をさせているところは、相当、出てきています。

そういうことを含めて、これは担い手の話とも関係があるんですよね。そういうことを含めて、ちょっと考えさせて、事務局と相談させてください。

ほかに何か。今の議論も含めまして、何かございますでしょうか。もしよろしい……。どうぞ。

○小林副委員長 すみません。全般的なことでもよろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、もちろん。

○小林副委員長 今回の計画には、財源の問題が何も書いてなくて、後ろのほうに、厚労省の通知が出されていて、そこでは財源の柔軟な利用が可能だということは書いてあるのですが、この計画にはそういう財源的な意味での配慮は書かないということでもよろしいですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 一応、予算の発表等もあるんですが、この取組の方向性のところに、これというのは財源に裏づけをできるものはしっかり書き込んでいるというつもりでおります。ちょっと書き込めない、まだちょっと時期的に書き込めないものもあるんですけども、一応そういうものも踏まえて、書き込んではいますので、これから予算事項のものが入ることになります。そこで多少表現をさらに前向きな表現にしたりとかする部分はあると思いますけど。

○小林副委員長 わかりました。もう一点よろしいですか。

今度の社会福祉法の改正で読んでみて、本当に何か全体にいろいろなことが盛り込まれたという印象があります。

地域福祉計画というのは、やはり自治体の計画が中心ですので、いろんなタイプがあつていい。つまり何でもかんでも書き込むと、往々にして何もやらないということになりかねないという傾向が見られるので、少なくとも一歩進めようというような仕掛けというか、都の指導というかわかりませんが、その辺はどのように考えたらよろしいですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 それが最後のところ、今後、高齢についての進捗状況であるとか、そういったものについて、しっかり我々が把握をする、もしくは、そういったことを外部の皆様方にもご議論いただくという場をこれから考えていきたいなというふうに思っております。

○小林副委員長 ということは、都がしっかり支援をするということによろしいですね。

○永山福祉人材施策推進担当課長 もうそれは、この計画も含めて支援を。

○小林副委員長 わかりました。

○高橋委員長 いや、これは岡村重夫理論じゃないけど、福祉の拡大の話と限定の話と、ちょっと似た話なんですよ、地域福祉というのは。あるいはもう少し言うと、社会学だって、形式を知らないと、総合社会学という議論があつたのを思い出しながら、ちょっと、そういうことも含めて、ワーカブルというか、具体的に、これは、東京都は支援計画ですから、市区町村がやっぱり腕を振るやすい環境をつくるというのが、多分、支援の意味だと思いますので、腕を振るう気がないところをどうするかというのは、実は大問題なんだけども、それはそれとして、ちょっとそういう視点で全体を見直させていただくということで、東京都の立場をこの計画にうまく反映できたらいいなと思いますので。

なお、まだ時間は少しあるようですので、お気がつきのことがあったら事務局ですが、これからの大きな進め方は、ちょっといろいろご意見をいただいておりますので、これを

どういう形で受けとめるかということは、事務局とご相談をさせながら、そして、その上でパブリックコメントという話になります。

それで、修正後の素案については、パブリックコメントの開始前に事務局から日程をにらみながら、情報提供させていただきますが、それまでにいきなりもうここ何日、週明けすぐぐらいに何か気がついたことあったら、もう週明けが限度ですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 申しわけございませんけど、週明けで。

○高橋委員長 この週末にお気がつきのことがあったら、ただ大問題を出されますと、手に余ることになりますので、そこら辺はご配慮の上でということ、そういう形で調整をして、パブリックコメントにかける、そういうものを最後の一頑張り、最後でもないか、もう二頑張りぐらいあるかもしれない、一頑張りしていただくということになろうかと思っています。

それでは、ちょっと事務局のほうにお戻しいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 さまざまなご指摘、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から、連絡事項を何点か申し上げます。

まず先ほど、冒頭に委員長からございましたけども、次回の策定委員会でございますけども、今、日程調整させていただいておりますが、2月の下旬から3月上旬、発表等の関係もございまして、その時期を予定してございます。時間、場所等につきましては、決まりましたら、追って、ご連絡を申し上げたいと思います。

また本日、配付いたしました資料のうち、参考資料としてお配り申し上げました、前回までの策定委員会の資料のファイル、それから第20期の社福審の意見具申、それから、2017年の東京の福祉保健、東京の福祉保健2017の3冊の冊子につきましては、回収させていただきたいというふうに思っております。

その他の資料につきましては、冊子も含め、お持ち帰りいただいても結構でございますし、お荷物になるようでしたら、そのまま机の上に置いていただければ、後ほど、郵送させていただきます。

また、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡しますので、受付までお声をおかけいただきたいと思います。

また、毎回申し上げますけど、委員の皆様の入場証につきましては、返却せずに次回以降も同じものをお持ちくださいますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

きょう、何かこれでちょっと早目でございますが、もう一つが控えておりますので、すみません、これでお開きということにさせていただきます。

次回は、まとめの委員会になろうかと思えます。それまで、いろいろ、またお気がつき、計画というのは、やっぱりいろんな目で見えていただくということが大事かと思えますので、なお、お気がつきのことは遠慮なく事務局のほうへお申しつけ、ただし日程的なことがあるので、来週頭までということのようでございます。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、きょうはこれで終わります。

(午後 3時31分 閉会)